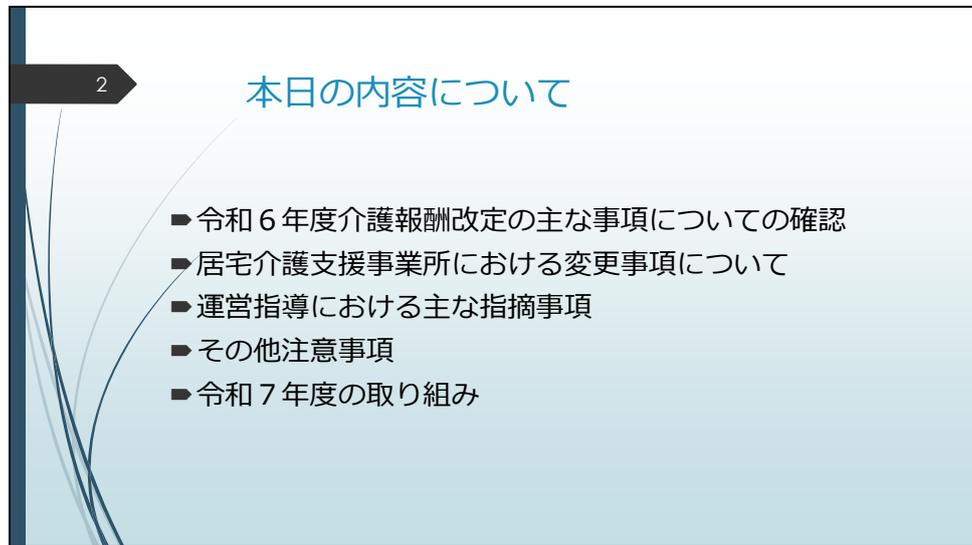


スライド 1



皆様におかれましては日頃より介護サービスのご提供、介護保険行政にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

この動画をご視聴頂くことで令和7年度集団指導とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

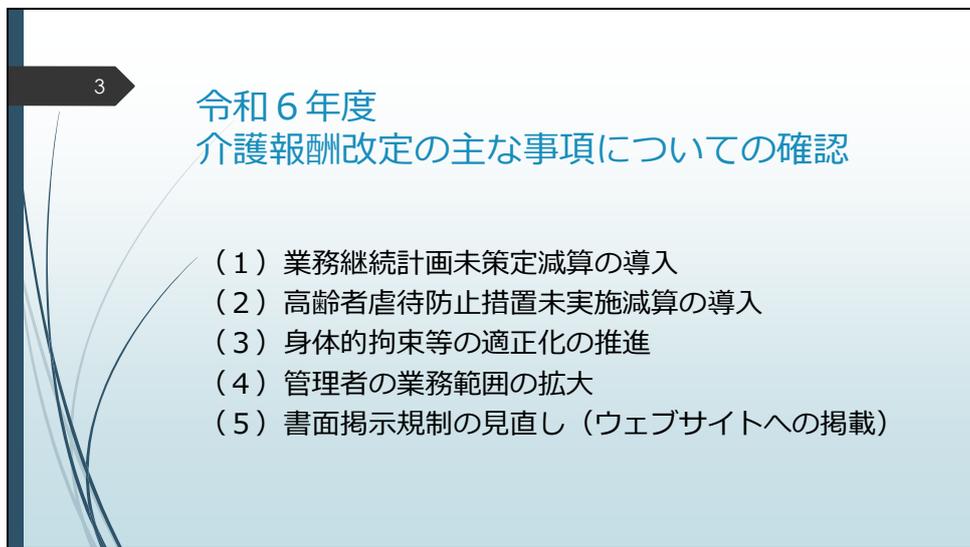
A presentation slide with a light blue background and a dark blue header bar. The header bar contains the number '2' in a white arrow pointing right. The main title is '本日の内容について' in blue text. Below the title is a bulleted list of five items in black text. The slide has a decorative graphic of thin, curved lines on the left side.

2

## 本日の内容について

- 令和6年度介護報酬改定の主な事項についての確認
- 居宅介護支援事業所における変更事項について
- 運営指導における主な指摘事項
- その他注意事項
- 令和7年度の取り組み

本日、行います集団指導の内容については  
令和6年度介護報酬改定の主な事項についての確認  
居宅介護支援事業所における、変更事項について  
運営指導における主な指摘事項  
その他注意事項  
令和7年度の取り組み  
となります。



3

### 令和6年度 介護報酬改定の主な事項についての確認

- (1) 業務継続計画未策定減算の導入
- (2) 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入
- (3) 身体的拘束等の適正化の推進
- (4) 管理者の業務範囲の拡大
- (5) 書面揭示規制の見直し（ウェブサイトへの掲載）

令和6年度介護報酬改定の主な事項については前年にご説明しており、重複する箇所も多々ありますが、再確認をお願いいたします。

今回、説明する内容につきましては

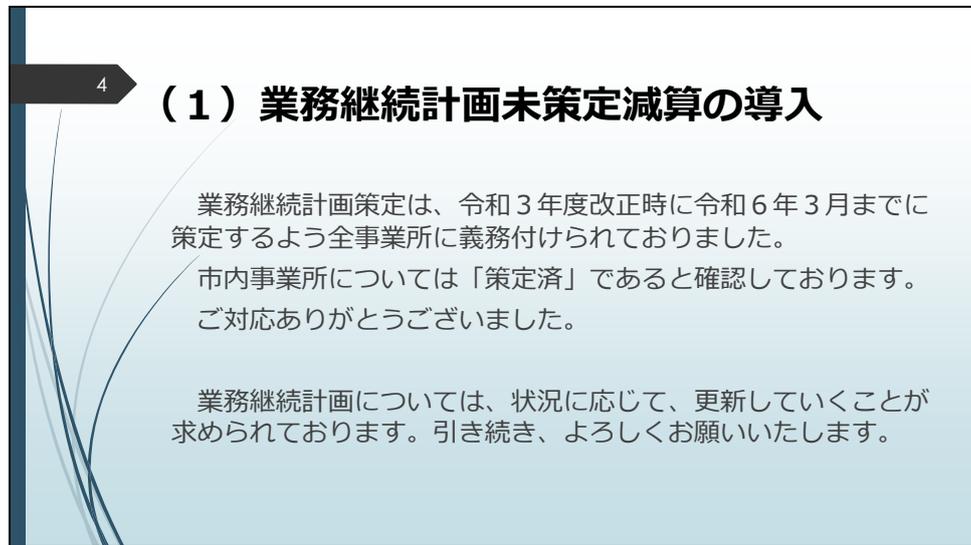
業務継続計画、未策定減算の導入

高齢者、虐待防止措置、未実施減算の導入

身体的拘束等の、適正化の推進

管理者の、業務範囲の拡大

書面揭示規制の、見直し、ウェブサイトへの掲載です。

A rectangular box with a light blue background and a dark blue border. On the left side, there is a dark blue arrow pointing right with the number '4' inside. The main content is in black text.

**(1) 業務継続計画未策定減算の導入**

業務継続計画策定は、令和3年度改正時に令和6年3月までに策定するよう全事業所に義務付けられておりました。

市内事業所については「策定済」と確認しております。  
ご対応ありがとうございました。

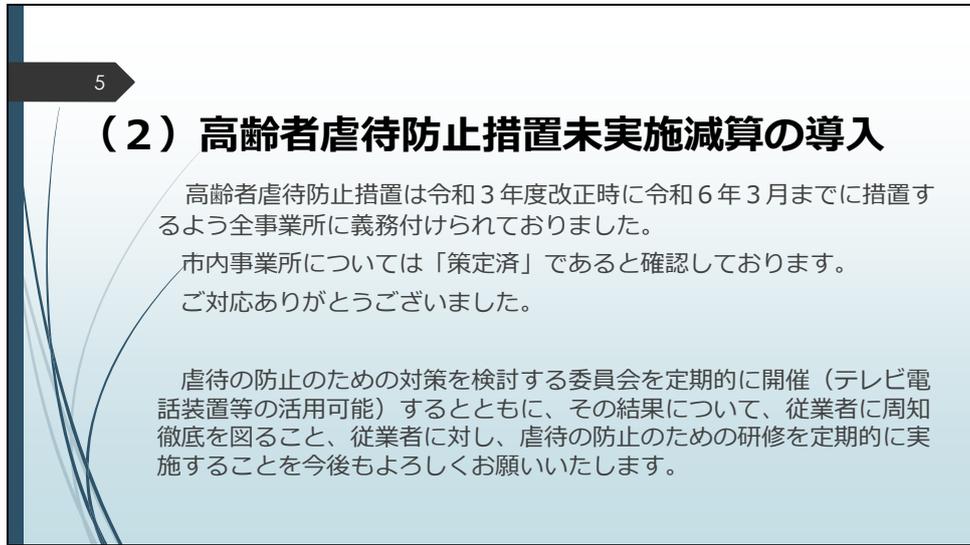
業務継続計画については、状況に応じて、更新していくことが求められております。引き続き、よろしくお願いいたします。

#### 業務継続計画未策定減算の導入

業務継続計画策定は、令和3年度改正時に令和6年3月までに策定するよう全事業所に義務付けられておりました。

市内事業所については「策定済」と確認しております。  
ご対応ありがとうございました。

業務継続計画については、状況に応じて、更新していくことが求められております。引き続き、よろしくお願いいたします。



5

## (2) 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入

高齢者虐待防止措置は令和3年度改正時に令和6年3月までに措置するよう全事業所に義務付けられておりました。

市内事業所については「策定済」と確認しております。

ご対応ありがとうございました。

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催（テレビ電話装置等の活用可能）するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施することを今後もよろしくお願いいたします。

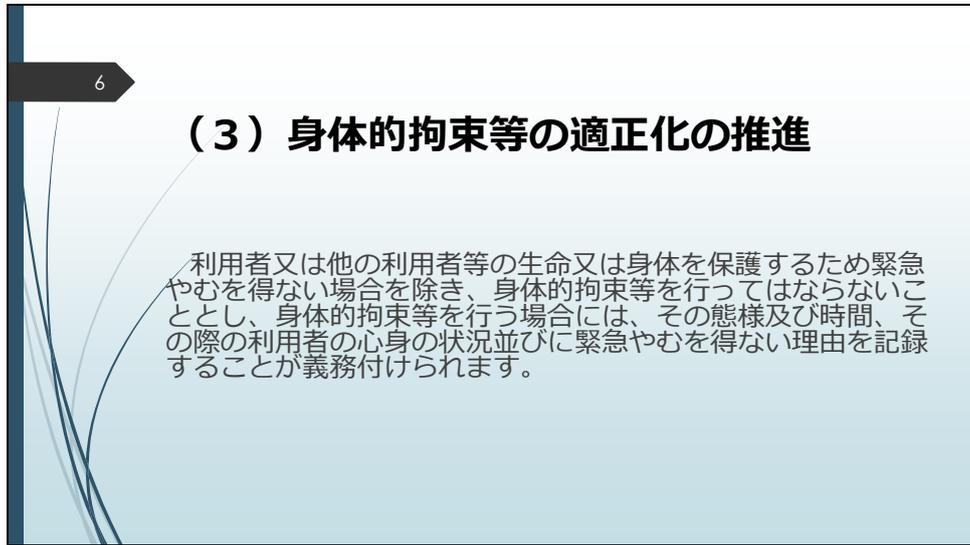
### 高齢者、虐待防止措置、未実施減算の導入

高齢者、虐待防止措置は、令和3年度改正時に令和6年3月までに措置するよう全事業所に義務付けられておりました。

市内事業所については「策定済」と確認しております。

ご対応ありがとうございました。

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催（テレビ電話装置等の活用可能）するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施することを今後もよろしくお願いいたします。



6

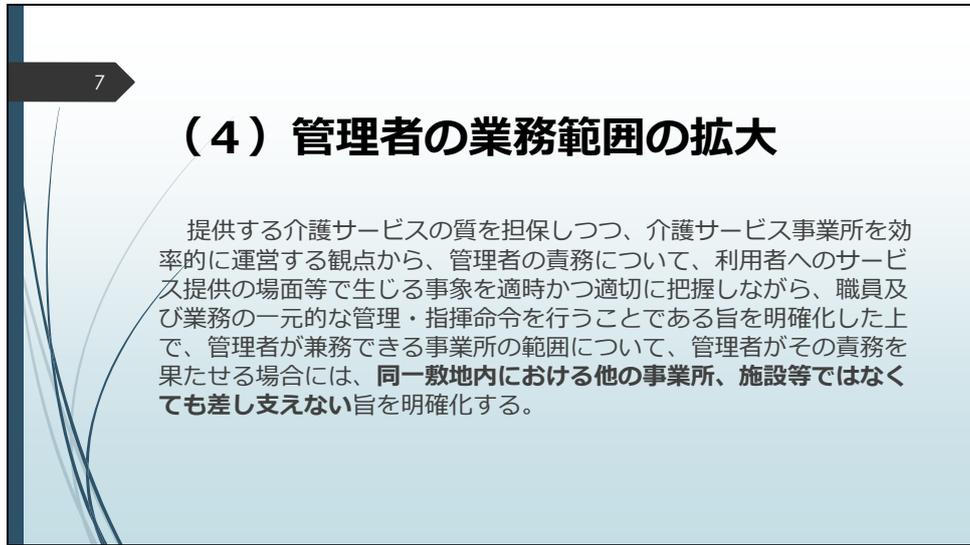
### (3) 身体的拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することが義務付けられます。

#### 身体的拘束等の、適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束はおこなえません。

身体的拘束等を行う場合にはその態様、及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録することが義務付けられます。



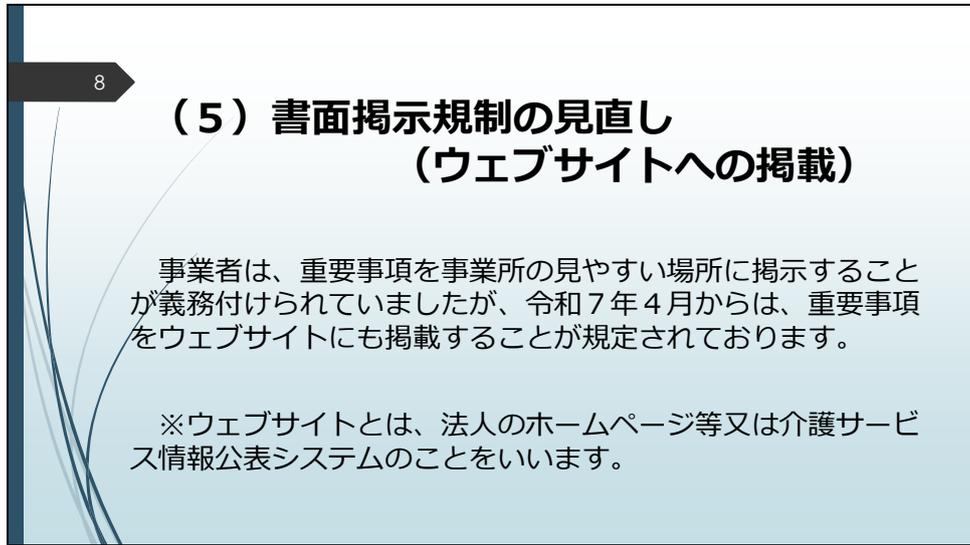
7

## (4) 管理者の業務範囲の拡大

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、**同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨**を明確化する。

### 管理者の業務範囲の拡大

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から管理者の責務について利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で管理者が兼務できる事業所の範囲について管理者がその責務をはたせる場合には**同一敷地内における他の事業所、施設等でなくとも差し支えない旨**が明確化されました。



**(5) 書面掲示規制の見直し  
(ウェブサイトへの掲載)**

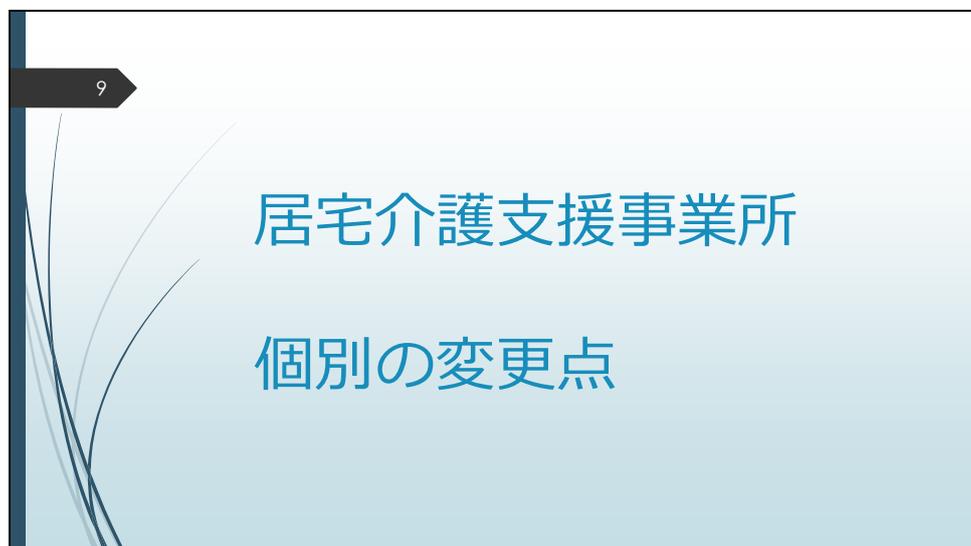
事業者は、重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することが義務付けられていましたが、令和7年4月からは、重要事項をウェブサイトにも掲載することが規定されております。

※ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。

#### 書面掲示規制の見直し、ウェブサイトへの掲載

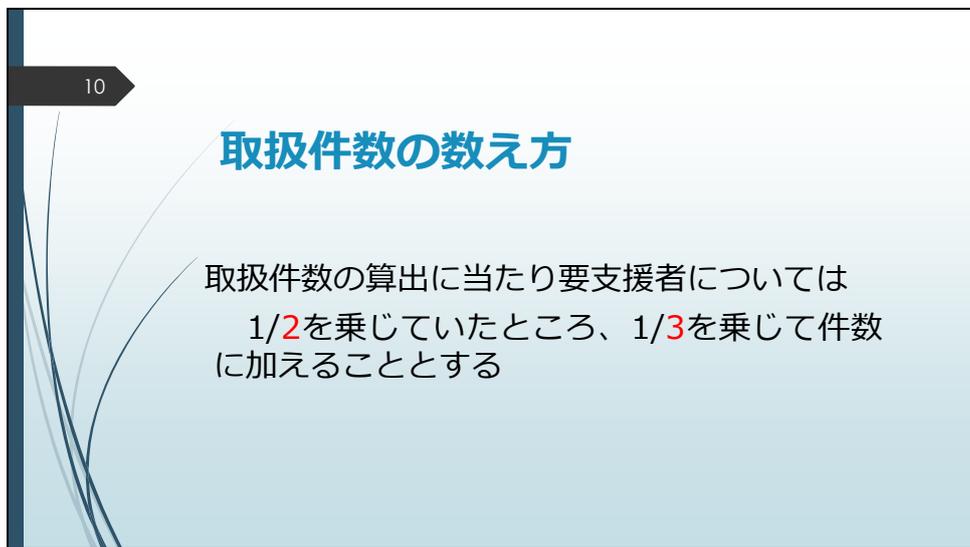
事業者は事業所の重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することが義務付けられていましたが、令和7年4月からは重要事項をウェブサイトにも掲載することが規定されております。

今後、運営指導で確認させていただきますので、掲載の方、遺漏なきようお願いいたします。



居宅介護支援事業所

個別の変更点



10

## 取扱件数の数え方

取扱件数の算出に当たり要支援者については  
1/2を乗じていたところ、1/3を乗じて件数  
に加えることとする

### 取扱件数の数え方

取り扱い件数の算出の仕方が要支援者について、二分の一を乗じていたところ、三分の一を乗じて算出するよう変更されました。

11

## 居宅介護支援費

- **居宅介護支援費Ⅰ**  
取扱件数 40未満まで⇒45未満まで
- **居宅介護支援費Ⅱ**  
取扱件数 45未満まで⇒50未満まで

※居宅介護支援費Ⅱの要件について  
「情報通信機器の活用」または「事務職員の配置を行っていること」が要件であったところ、  
「ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ事務職員を配置」に変更

### 居宅介護支援費について

居宅介護支援費Ⅰの取り扱い件数が40未満までであったところが45未満までに、居宅介護支援費Ⅱの取り扱いが45未満までであったところが50未満までに変更になりました。

また、居宅介護支援費Ⅱの要件が「情報通信機器の活用または事務職員の配置を行っていること」であったところ、

「ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置」に変更されましたのでご注意ください。

12

### 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

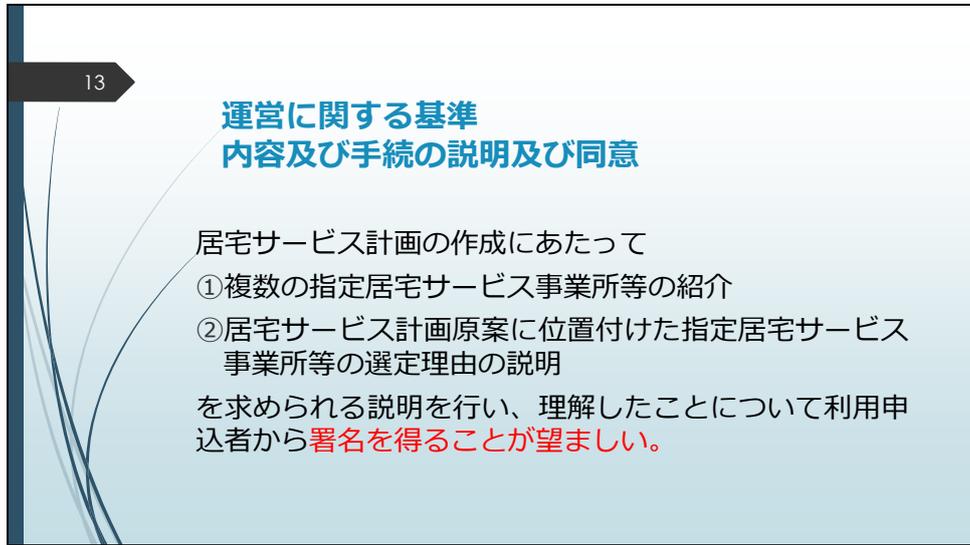
- ① 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内
- ② 隣接する敷地内の建物
- ③ 指定居宅介護支援事業所と同一の建物
- ④ 当該居宅介護支援事業所における1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物

上記に居住する利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合は減算となります。

#### 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物、指定居宅介護支援事業所と同一の建物、当該居宅介護支援事業所における一か月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物

上記に居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合は減算となります。



13

### 運営に関する基準 内容及び手続の説明及び同意

居宅サービス計画の作成にあたって

- ①複数の指定居宅サービス事業所等の紹介
- ②居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明

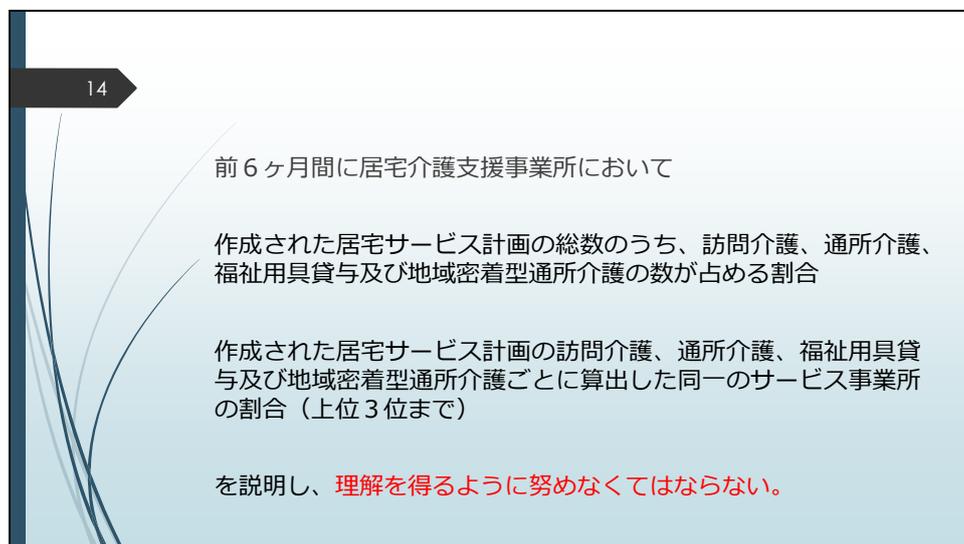
を求められる説明を行い、理解したことについて利用申込者から**署名を得ることが望ましい**。

#### 運営に関する基準

#### 内容及び手続の説明及び同意

居宅サービス計画の作成にあたって、複数の指定居宅サービス事業所等の紹介、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明、これらを求めることができる旨を説明してください。

これまでは利用申込者から、理解を得たことについて署名を得ることが必須でしたが、署名を得ることが望ましいという、努力義務に変更されました。



14

前6ヶ月間に居宅介護支援事業所において

作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の数が占める割合

作成された居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとに算出した同一のサービス事業所の割合（上位3位まで）

を説明し、**理解を得るように努めなくてはならない。**

前6ヶ月間に居宅介護支援事業所において

作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の数が占める割合

作成された居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとに算出した同一のサービス事業所の割合を説明し理解を得るように努めなくてはなりません。

これまでは理解を得たことを署名で得なければならなかったところ、理解を得るように努めなくてはならないに変更されました。

15

## モニタリングについて

2か月に1回はテレビ電話装置等を活用して面接を行うことができる

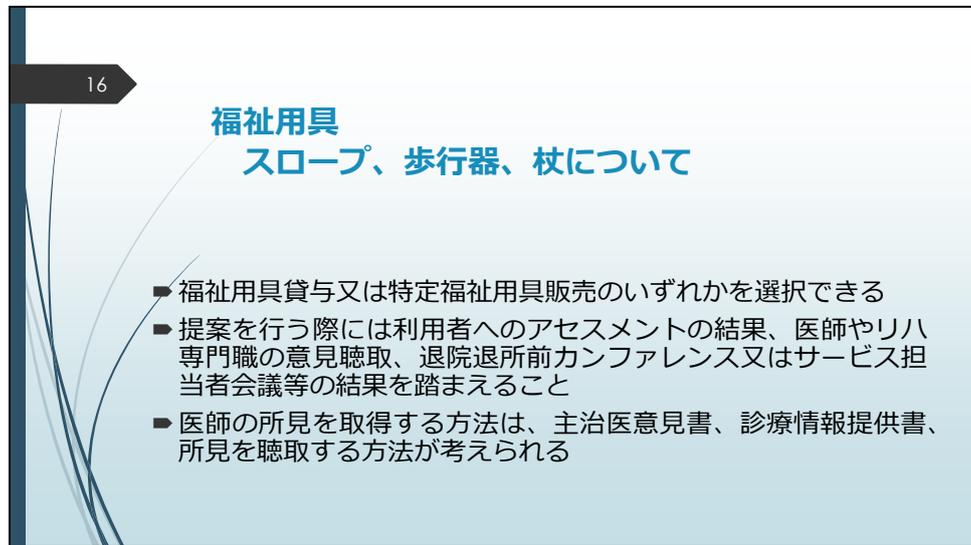
留意事項

- ① 文書により利用者の同意
- ② 利用者の心身の状況が安定していること
- ③ 利用者の居宅において対面で面接を行う場合と同程度の対応ができること
- ④ 画面越しでは確認できない利用者の情報についてはサービス事業所の担当者からの情報提供により補完
- ⑤ 主治の医師、担当者その他の関係者の同意を得ること

### モニタリングについて

これまでは毎月1回モニタリングが必要であったところ、二か月に1回はテレビ電話装置等を活用して面接を行うことができるようになりました。

ただし、テレビ電話装置等を活用するには、文書により利用者の同意を得ること、利用者の心身の状況が安定していること、利用者の居宅において対面で面接を行う場合と同程度の対応ができること、画面越しでは確認できない利用者の情報についてはサービス事業所の担当者からの情報提供により補完すること、主治の医師・担当者その他の関係者の同意を得ることが必要です。



16

### 福祉用具 スロープ、歩行器、杖について

- 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを選択できる
- 提案を行う際には利用者へのアセスメントの結果、医師やリハ専門職の意見聴取、退院退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえること
- 医師の所見を取得する方法は、主治医意見書、診療情報提供書、所見を聴取する方法が考えられる

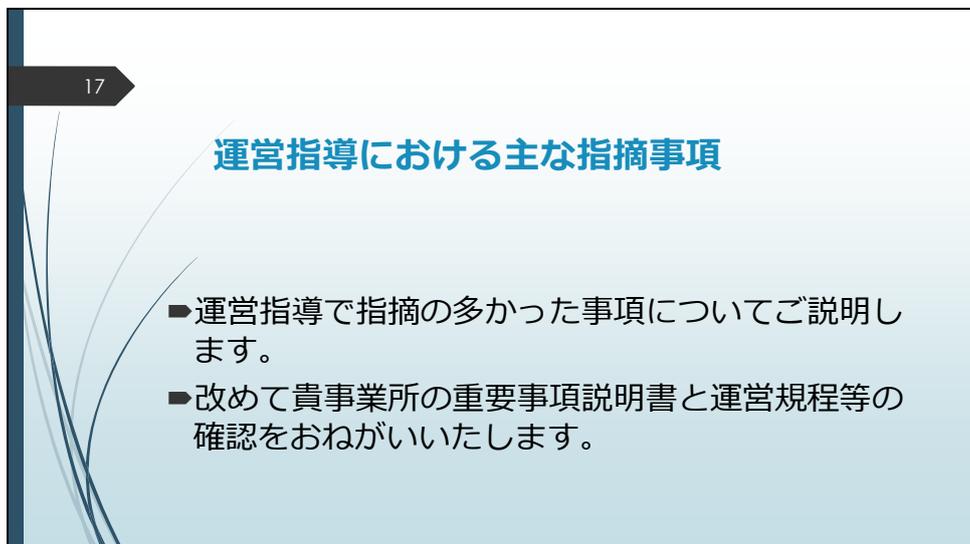
## 福祉用具

### スロープ、歩行器、杖について

今年度からはスロープ、歩行器、杖については、貸与または販売かのいずれかの選択ができます。

提案を行う際には利用者へのアセスメントの結果、医師やリハ専門職の意見聴取、退院退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえてください。

なお、医師の所見を取得する方法は、主治医意見書、診療情報提供書、所見を聴取するなどの方法が考えられます。



17

### 運営指導における主な指摘事項

- 運営指導で指摘の多かった事項についてご説明します。
- 改めて貴事業所の重要事項説明書と運営規程等の確認をおねがいたします。

#### 運営指導における主な指摘事項

運営指導で指摘の多かった事項についてご説明します。

改めて貴事業所の重要事項説明書と運営規程等の確認をおねがいたします。

18

**【居宅介護支援事業所 運営規定・重要事項説明書】**

**利用料金**

- 利用料金を記載する場合は、地域区分ごとの単価を乗じた金額を記載する必要があります。
- 利用料金について、介護度別の単位数だけではなく、地域区分ごとの単価(10.42円)を乗じた金額も記載してください

区分	介護度	単位	利用料
居宅介護支援費(Ⅰ) 利用者が45件未満	要介護 1、 2	1,086単位	11,316円/月
	要介護 3、 4、 5	1,411単位	14,702円/月
居宅介護支援費(Ⅱ) 利用者が45件以上60件未満	・・・	・・・	・・・

## 利用料金

利用料金を記載する場合は地域区分ごとの単価を乗じた金額を記載する必要があります。

利用料金について、介護度別の単位数だけではなく地域区分ごとの単価10.42円を乗じた金額も記載してください。

19

### 【居宅介護支援事業所 契約書】 サービス提供等の記録

利用者に対するサービス提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならないと市条例で規定されています。

- ・ 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- ・ 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳  
ア 居宅サービス計画  
イ アセスメントの結果の記録  
ウ サービス担当者会議等の記録  
エ モニタリングの結果の記録  
オ 市への通知に係る記録
- ・ 苦情の内容等の記録
- ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

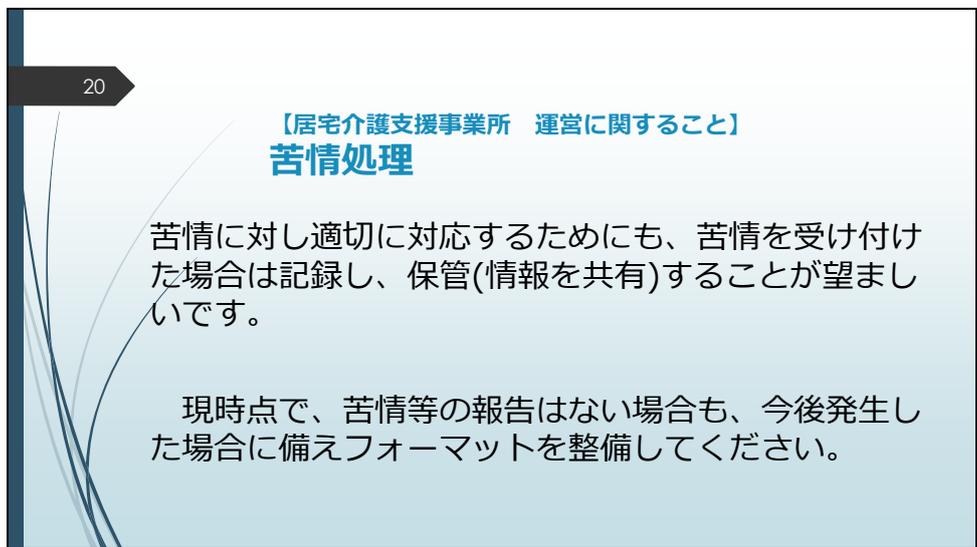
契約書に記載のある  
保存期間が5年間になっている  
か確認してください。

## サービス提供などの記録

利用者に対するサービス提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならないと市条例で規定されています。

画面上に記載ある記録に関しては、保存をお願いします。

契約書の記載についても保存期間が5年間である旨、明記されているか確認してください。



20

【居宅介護支援事業所 運営に関すること】  
**苦情処理**

苦情に対し適切に対応するためにも、苦情を受け付けた場合は記録し、保管(情報を共有)することが望ましいです。

現時点で、苦情等の報告はない場合も、今後発生した場合に備えフォーマットを整備してください。

## 苦情処理

苦情に対し適切に対応するためにも、情を受け付けた場合は記録し、保管することが望ましいです。

現時点で苦情等の報告はない場合も今後発生した場合に備えフォーマットを整備してください。

### ケアプランの同意について

令和3年にケアプランの第6表の様式から利用者確認の枠は削除されました。しかし、人員基準、解釈通知には文書による同意を得ることが明記されたままです。同意が必要となります。

文書による同意が支援経過上の記載で足りるのではないかとの議論がありますが、最新情報vol.1177令和（5年10月6日）の最新情報、問17のQAに

「ケアプラン原案は、文書による利用者の同意を得た上で、ケアプランとして居宅介護支援事業所に保管するとともに、利用者等に交付される。また、**居宅介護支援事業所に保管する第6表（控）に利用者の確認を受けること**としている。」

と明記されていることから、第6表上に利用者の確認（署名や押印）を受けることをお願いいたします。

## ケアプランの同意について

令和3年4月にケアプランの第6表の様式から利用者確認の枠は削除されましたが、人員基準、解釈通知には文書による同意を得ることが明記されたままです。同意が必要となります。

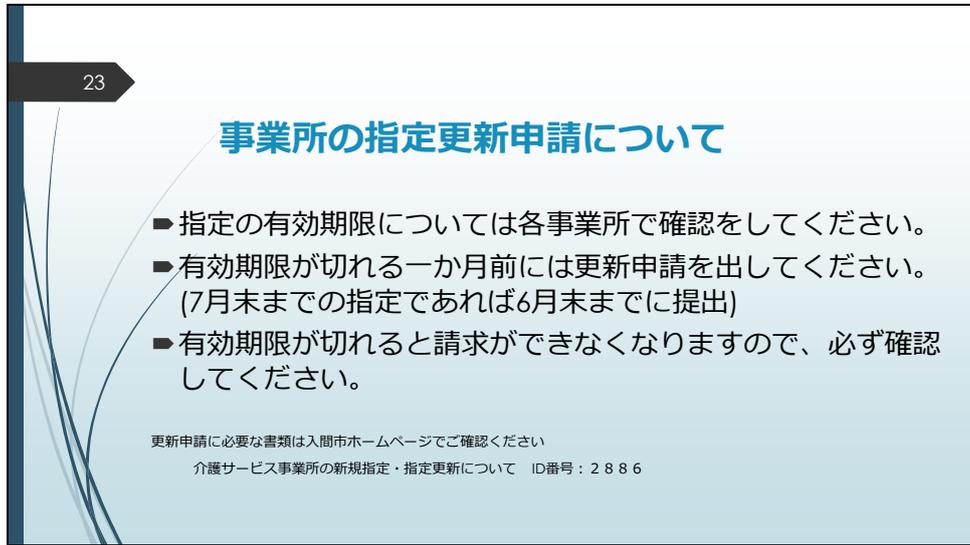
また、文書による同意が支援経過上の記載で十分ではないかとの議論がありますが、最新情報vol.1177令和5年10月6日の最新情報、P8、問17の回答に

「ケアプラン原案は、文書による利用者の同意を得た上で、ケアプランとして居宅介護支援事業所に保管するとともに、利用者等に交付される。また、居宅介護支援事業所に保管する第6表（控）に利用者の確認を受けることとしている。」

と明記されていることから、第6表上に利用者の確認（署名や押印）を受けることをお願いいたします。



その他注意事項



23

## 事業所の指定更新申請について

- 指定の有効期限については各事業所で確認をしてください。
- 有効期限が切れる一か月前には更新申請を出してください。  
(7月末までの指定であれば6月末までに提出)
- 有効期限が切れると請求ができなくなりますので、必ず確認してください。

更新申請に必要な書類は入間市ホームページでご確認ください  
介護サービス事業所の新規指定・指定更新について ID番号：2886

### 事業所の指定更新申請について

指定の有効期限については各事業所で確認をしてください。

有効期限が切れる一か月前には更新申請をお願いします。

有効期限が切れると介護保険の請求ができなくなりますので必ず確認してください。

24

### 変更届について

提出物	提出が必要なとき	締め切り
変更届 (別添が必要なものはHPを確認)	事業所の名称や所在地、人員の変更や運営規程等、 <b>事業所についての変更</b> があったとき	変更があったから10日以内

#### 変更届について

変更があったから10日以内に変更届を介護保険課までご提出ください。

25

## 他市の総合事業を利用する場合の注意点

他市の総合事業：利用可能  
他市の地域密着型サービス：利用不可

### 他市の総合事業を利用する場合の注意点

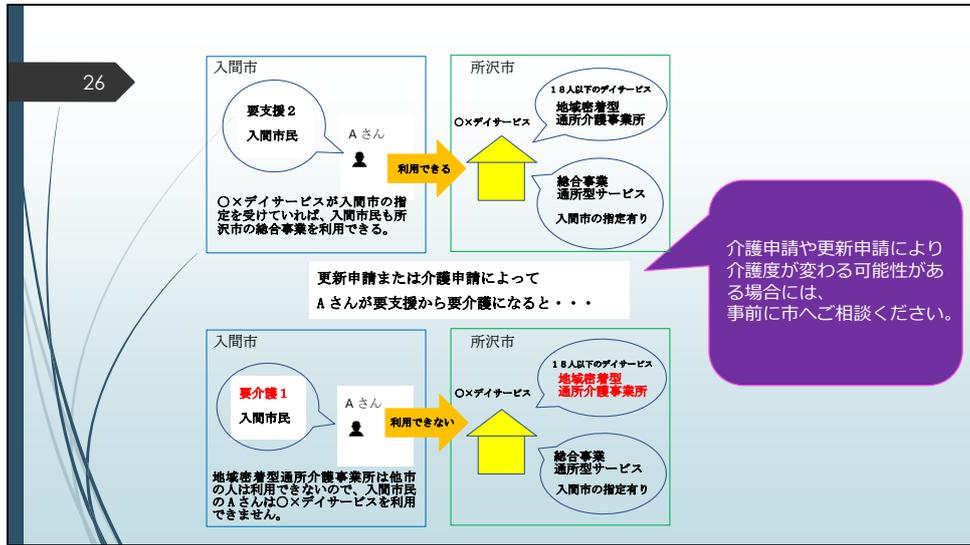
要支援の方が、他市の通所型サービスを利用する場合、入間市がその事業所を総合事業として指定をしていれば利用できます。

しかし、その事業所が地域密着型の事業所の場合は注意が必要です。

介護申請もしくは更新申請をして、要支援から要介護になると、その事業所は利用できなくなります。

地域密着型サービス事業所は所在市民が対象のサービスだからです。

次のページで具体例をあげて説明いたします。



たとえば、図にありますように、要支援2である入間市民のAさんが入間市の総合事業の指定を受けた所沢市にある〇×デイサービスに通うことは可能です。

しかし、介護申請で、Aさんが要支援から要介護に変わった場合、〇×デイサービスが、所沢市の地域密着型通所介護事業所であったら、入間市民であるAさんは所沢市の地域密着型のサービスを利用できないため通えなくなります。

利用者が要介護になっても、慣れ親しんだ事業所に、通い続けたいと考えていた場合、トラブルに発展する可能性がありますので、他市の総合事業を利用する際にはその事業所が地域密着型の事業所なのか、要介護になっても使えるのかを事前にご確認の上、利用者に説明をしておいてください。

27

### 居宅サービス計画作成依頼・変更届出書（居宅届）について

締め切り：毎月25日まで  
25日を過ぎた分に関しては翌々月の請求をお願い致します。

**【留意事項】**

居宅届について、近年、日付の誤りが散見されております。  
居宅届の日付誤りは国保連に依頼しての修正が必要となり、修正に2～3ヶ月かかる場合があり、事業所への請求が何か月もできなくなります。

お忙しい中とは思いますが、居宅届については（特に日付）よくよくご確認の上、ご提出お願いいたします。

※月途中に介護度が要支援から要介護になった利用者は特に注意してください。  
月途中に要支援から要介護になり、かつ、要介護になってからのサービス利用がない場合は請求は包括が行い、その月内の担当は包括になります。居宅介護支援事業所が担当するのは翌月からになります。

## 居宅サービス計画作成依頼・変更届出書について

入力漏れを防ぐため、毎月25日までのご提出にご協力ください。

認定日が25日以降の場合など、提出が25日以降にならざるを得ない場合は事業所管理担当にご相談ください。

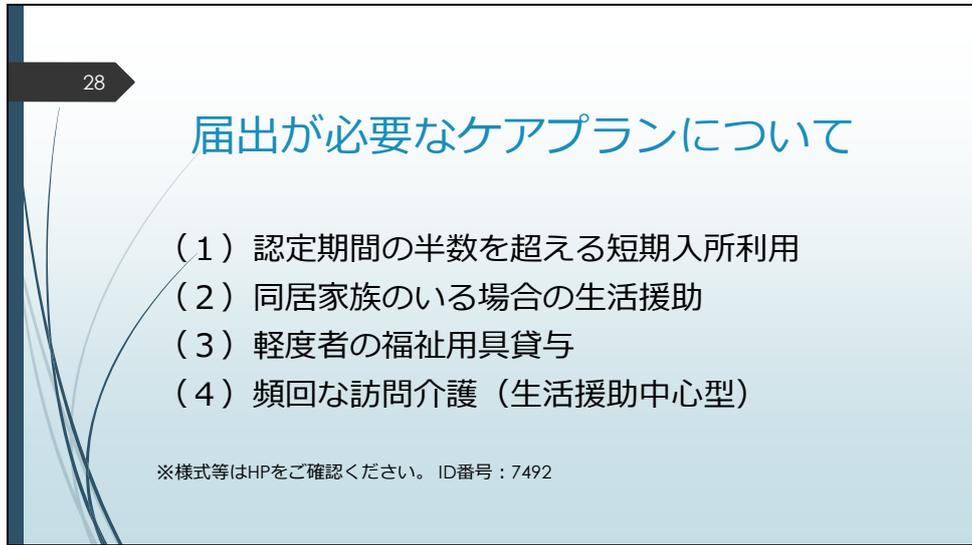
居宅届について、近年、日付の誤りが散見されております。

居宅届の日付誤りは国保連に依頼しての修正が必要となり、修正に2～3ヶ月かかる場合があり、請求が何か月もできなくなります。

お忙しい中とは思いますが、居宅届についてはよくよくご確認の上、ご提出お願いいたします。

**月途中に介護度が要支援から要介護になった利用者は特に注意してください。**

月途中に要支援から要介護になり、かつ、要介護になってからのサービス利用がない場合は請求は包括が行い、その月内の担当は包括になります。居宅介護支援事業所が担当するのは翌月からになります。



28

## 届出が必要なケアプランについて

- (1) 認定期間の半数を超える短期入所利用
- (2) 同居家族のいる場合の生活援助
- (3) 軽度者の福祉用具貸与
- (4) 頻回な訪問介護（生活援助中心型）

※様式等はHPをご確認ください。ID番号：7492

### 届け出が必要なケアプランについて

#### 届け出が必要なケアプランについては

認定期間の半数を超える短期入所利用、同居家族のいる場合の生活援助、軽度者の福祉用具貸与、頻回な訪問介護となります。

29

## 軽度者の福祉用具貸与の届出について

### 車いすと段差解消機などに関しては

『主治医の意見を踏まえつつサービス担当者会議を開催するなどの適切なアセスメントを通じてレンタルできる』とありますので、**市への申請を省略することができます。**

- その際には、必ず主治医の意見も確認した上で判断してください。
- 電話で確認した時には、  
『○月○日に主治医の□□先生から△△のため(福祉用具名)が必要との意見を伺った。』等、いつ、どの先生から確認したかわかるように記録を残してください。
- 主治医からの意見は必ずケアマネジャーが確認してください(本人・家族が確認したというは認められません。)

軽度者の福祉用具貸与につきまして

車いすと段差解消機などに関しては

主治医の意見を踏まえつつサービス担当者会議を開催するなどの適切なアセスメントを通じてレンタルできるとありますので適切なアセスメントにより市への申請を省略することができます。

必ず主治医の意見も確認した上で判断してください

30

## 頻回な訪問介護（生活援助中型）

平成30年10月サービス利用分からケアプランに下記の回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置づける場合には、市町村へ届け出る必要があります。届出のあったケアプランに関しては、必要に応じて地域ケア会議等で検証を行うことになります。

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

【提出書類】  
 訪問介護（生活援助中心型）の回数が頻回なケアプランの届出書  
 居宅サービス計画書（1）（2）  
 週間サービス計画表  
 サービス担当者会議の要点  
 課題分析表（アセスメント表）  
 訪問介護計画書

### 頻回な訪問介護について

平成30年10月サービス利用分からケアプランに表の回数以上の訪問介護を位置づける場合には市町村へ届け出る必要があります。

届出のあったケアプランに関しては必要に応じて地域ケア会議等で検証を行うことになります。

31

## 運営基準減算について

- 以下の①から⑥に定める規定に適合していないと、運営基準減算として所定単位数の50%の減算、2か月以上継続している場合は所定単位数を算定することができません。
- ① 契約時の説明（複数事業所の紹介、選定理由の説明）
- ② 居宅サービス計画の新規作成・変更時、居宅を訪問し、面接
- ③ 居宅サービス計画の新規作成・変更時、サービス担当者会議を開催
- ④ 居宅介護サービス計画の原案の内容を説明し同意を得た上で交付
- ⑤ 更新認定時等のサービス担当者会議開催
- ⑥ 1月1回居宅訪問・面接及びモニタリング記録

### 運営基準減算について

以下の1から6に定める規定に適合していないと**運営基準減算**として所定単位数の**50%の減算**、2か月以上継続している場合は所定単位数を算定することが**できません**。  
ご注意ください。

32

運営指導は新規指定時と、更新期間中（6年間）に1回行います。

- 実地指導時に、運営基準減算の項目の確認を行います。
- 減算項目に当てはまる事象が確認された場合は、その事象が発生した時から、さかのぼっての減算適用になりますのでご注意ください。

運営指導は新規指定時と更新期間中に1回行います。

運営指導時に運営基準減算の項目の確認を行います。

減算項目に当てはまる事象が確認された場合は、その事象が発生した時から、遡っての減算適用になりますのでご注意ください。

33

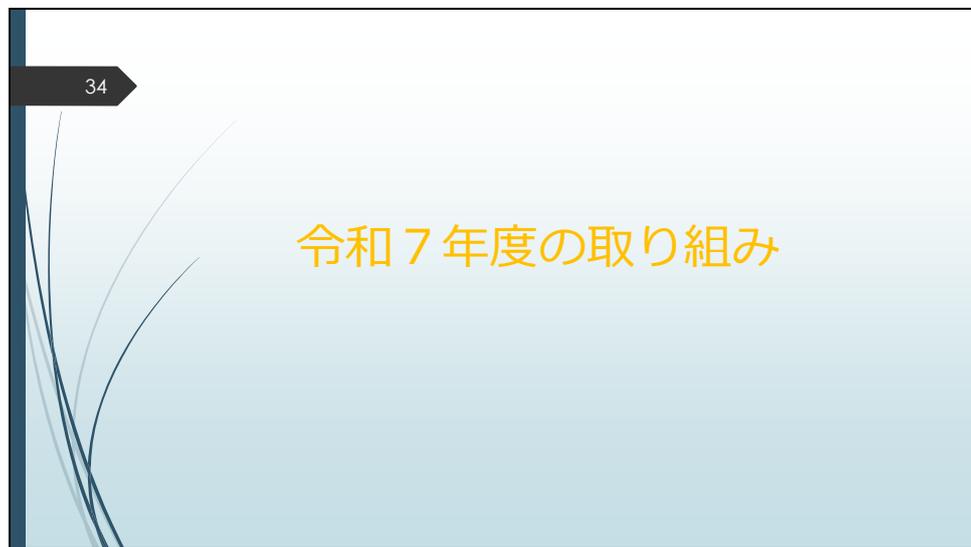
### 介護予防支援の指定について

- 令和6年度の改正により居宅介護支援事業所が（委託ではなく直接に）介護予防支援を行えるようになりました。
- 指定申請をお考えの方には市にご相談ください。

#### 介護予防支援の指定について

令和6年度の改正により、居宅介護支援事業所が（委託ではなく直接に）介護予防支援を行えるようになりました。

ぜひとも、指定申請をご一考ください。



令和7年度の取り組み

35

## ケアプランデータ連携システムの導入

現在、介護人材の不足が危惧されておりますが、人材不足は全業種、全国的な問題となっております。

そのような中、増え続けるニーズに応えるためにも、今後は従事者一人ひとりの作業効率を上げていくことが今後の課題となっております。

**作業効率をあげることで負担の軽減を**

国は「電子申請システム ケアプランデータ連携システムの導入」を進めています。

このシステムはサービス提供表や居宅サービス計画書など現在、手書き、印刷し、FAXや郵送などでやりとりしていた書類をシステム上でデータの送受信ができるようになり、業務負担軽減が期待されています。

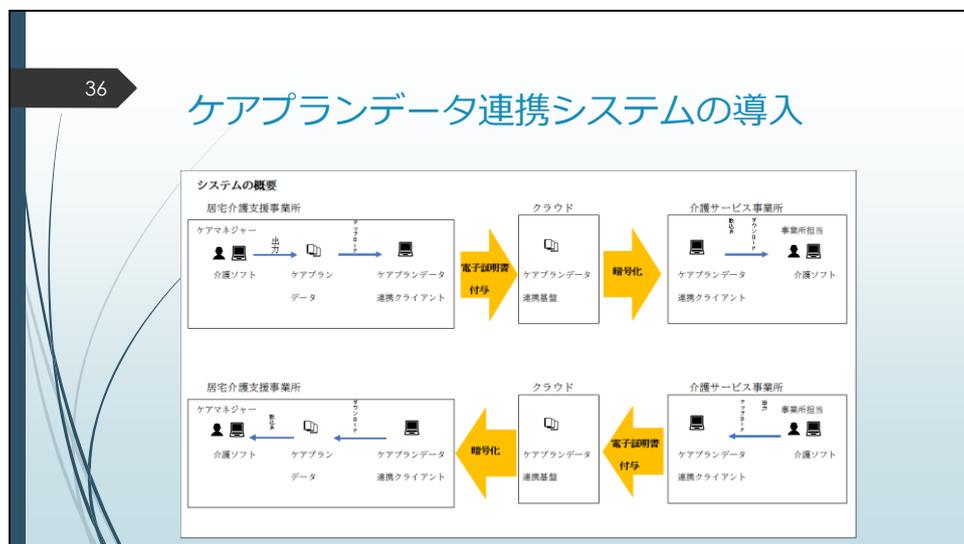
現在、介護人材の不足が危惧されておりますが、人材不足は全業種、全国的な問題となっております。

そのような中、増え続けるニーズに応えるためにも、今後は従事者一人ひとりの作業効率を上げていくことが今後の課題となっております。

### 作業効率をあげることで負担の軽減を

国は「電子申請システム ケアプランデータ連携システムの導入」を進めています。

このシステムはサービス提供表や居宅サービス計画書など現在、手書き、印刷し、FAXや郵送などでやりとりしていた書類をシステム上でデータの送受信ができるようになり、業務負担軽減が期待されています。



システム概要を図にいたしました。

現在、使用している介護ソフトからデータを抽出し、ケアプランデータ連携システムでデータの送受信をすることで、安全に誤りなくデータのやりとりができます。

また、データを送るためのFAX代や郵便代が削減できます。

事業所の規模等により一概には言えませんが、厚労省の見立てでは

提供表の共有にかかる時間が従来の3分の1程度に削減

削減された時間を反映した人件費、印刷費、通信費、交通費などは年間81万6,000円のコスト削減

転記誤りなどがなくなり、心理的負担が軽減

との効果が見込まれております。

37

## ケアプランデータ連携システムの導入

**まずは無料でのお試しを**

令和7年6月1日から1年間をフリーパスキャンペーン期間とし、期間内に申請した場合は申請から1年間(年額21,000円)のライセンス料が無料となります。

現在、導入を見送っている事業所もこのキャンペーンを利用し、ぜひ、活用してみてください。  
このシステムはデータ連携する相手がいることが前提なので、やりとりをしている事業所同士で声をかけあつて同時期に使用することが肝要です。

また、埼玉県も本システムの導入を推進しており、今年度は埼玉県からの委託を受けた株式会社善光総合研究所およびNPO法人タダカヨが伴走支援として、導入、運用のアドバイスをしてくれます。

居宅介護支援費Ⅱの算定要件が「情報通信機器の活用」であったところが「ケアプランデータ連携システムの活用」に変更されたこともあり、これから別の加算の要件になってくることも考えられます。

※NPO法人タダカヨの連絡先は後日、メールにて周知予定

このケアプランデータ連携システムについては試しに使ってみたくても、年間21,000円のライセンス料と新しいシステムに慣れるまでの技術的な問題があると思います。

令和7年6月1日から1年間、フリーパスキャンペーン期間が設定されており、期間内に申請した場合は申請から1年間(年額21,000円)のライセンス料が無料となりますので、このキャンペーンをご活用ください。

また、埼玉県も本システム導入を推進しており、埼玉県から委託を受けた株式会社善光総合研究所及びNPO法人タダカヨが伴走支援として導入、運用のアドバイスをしてくれます。

今後、業務の効率化のためにICTの活用などがより一層、求められることとなります。

居宅介護支援費Ⅱの算定要件が「情報通信機器の活用」であったところが「ケアプランデータ連携システムの活用」に変更されたことから、これから別の加算の要件になってくることも考えられます。

ケアプランデータ連携システムの導入をぜひ、ご検討ください。

38

## ご視聴ありがとうございました

- この集団指導の動画を視聴後、アンケートに回答することで、「出席」とさせていただきます。
- 回答は、その事業所の管理者等責任者の方が「各事業所ごとに1度」いただきますようお願いします。
- アンケートは、集団指導案内のメール、HPに記載してあるURLから回答フォームにお進みください。

ご視聴ありがとうございました。今後の運用にご活用ください。

なにかご不明な点がございましたら介護保険課までご連絡ください。

動画を視聴後、アンケートにご回答ください。

アンケートへの回答をもって集団指導への出席とさせていただきます。

お忙しい中恐縮ですがご対応おねがいします。